

成年年齢引下げに伴う若年者の消費者被害防止のための施策を 直ちに実現することを求める会長声明

民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる「民法の一部を改正する法律」（平成30年法律第59号。以下「本法律」という。）が、本日施行された。

明治29年に制定された我が国の民法は、120年以上もの長きにわたり、成年年齢を20歳と定めてきた。今般の引下げは、成年についての国民の認識と我が国の基本的な社会制度のあり方に大きな変革をもたらす法改正である。しかしながら、かねてより成年年齢の引下げには多くの課題が指摘されてきたところ、本法律の施行日を迎えた現在においてもなお、その多くは十分に解決されていない。

本法律の成立に際し、参議院法務委員会は、①知識、経験、判断力不足等の事情を不当に利用して勧誘した場合における契約の取消権（つけ込み型不当勧誘取消権）を、法成立後2年以内に創設すること、②若年者のマルチ商法等への施策を検討し、必要な措置を講ずること、③実践的な消費者教育を充実すること、④成年年齢引下げについての周知徹底を図ること等の施策を求める附帯決議を全会一致で採択した。これらの諸施策は、施行まで3年10か月という長期の準備期間内に、必ず実現すべき課題として示されたものであった。

しかしながら、この間、成年年齢引下げ自体の周知は一定程度進んだものの、引下げにより18歳、19歳の若者が未成年者取消権を失うことや、これによって若者に消費者被害が広まるおそれがあることについては、十分な周知がなされているとは言い難い。また、つけ込み型不当勧誘取消権の創設は、法成立後2年以内という明確な期限が付されていたにもかかわらず、これが実現されないまま施行日を迎えた。さらに、被害予防の役割を強く期待された消費者教育についても、消費者庁が作成した教材「社会への扉」の活用等が進められているものの、未だ十分な効果を上げているとはいえない状況である。

当会は、本法律成立前の平成30年1月9日、「民法の成年年齢引下げに反対する会長声明」を公表し、成年年齢引下げによって生じうる消費者被害拡大のおそれを払拭しうる施策が整っておらず、成年年齢引下げに関する社会的な議論も十分になされていない現状では、成年年齢の引下げに反対する旨の意見を述べた。また、本法律の施行が9か月後に迫った令和3年6月29日にも、「成年年齢引下げに伴う消費者被害防止のための施策の速やかな実現

を求める会長声明」を公表し、本法律の施行までに、前記附帯決議に示された施策の速やかな実現を求めるとともに、仮に施策が実現されないときは、本法律の施行を延期するよう求めてきたところである。

本日、本法律の施行を迎えるにあたり、当会は、改めて国に対し、若年者の消費者被害防止のための実効性ある諸施策を直ちに実現することを求めるとともに、本法律施行後に生じた若年者の消費者被害の内容や傾向を分析し、さらなる被害防止のための施策を速やかに実現していくことを求める。

以 上

2022（令和4）年4月1日

島根県弁護士会

会長 光 谷 香朱子